

令和元年台風第 15 号の影響による停電に伴い被災された方へ

令和元年台風第 15 号の影響による停電に伴い被災された方については、日本学生支援機構奨学金の緊急・応急採用への申請が可能ですのでお知らせします。

希望される場合は、以下の問い合わせ先まで申し出て下さい。

(学内掲示板でも同様のお知らせを掲示しています)

○日本学生支援機構奨学金 緊急・応急採用（貸与型）

災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金の申請を受け付けています。

【災害救助法の適用地域】

千葉県 【千葉市中央区・花見川区・稲毛区・若葉区・緑区、銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、印旛郡酒々井町・栄町、香取郡神崎町・多古町・東庄町、山武九十九里町・芝山町・横芝光町、長生郡一宮町・睦沢町・長生村・白子町・長柄町・長南町・夷隅郡大多喜町、安房郡鋸南町】

※上記近隣地域で、同等の災害に遭った世帯の学生及び上記勤務地に勤務し、勤務先が被災した世帯の学生についても適用地域に準じて取扱います。

- (1) 対象者：本災害により家計が急変し、奨学金を希望する者
- (2) 申込方法：学生生活課学生支援係で募集要項受領の上、同係へ申請
- (3) 奨学金の種類：第一種奨学金（無利息）、第二種奨学金（有利子）

令和元年 9 月 17 日

本件に関する問い合わせ窓口
学生生活課学生支援係（大学院 F 棟 1 階）
電話：0742-20-3550